

報道関係者 各位

令和 2 年 5 月 29 日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 井 口 真 嘉

(直通電話) 03-5403-2164

(代表電話) 03-5403-2111

都留文科大学不当労働行為再審査事件 (平成 29 年(不再)第 29 号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 岩村正彦)は、令和 2 年 5 月 28 日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～学科長は使用者の利益代表者には当たらず、団体交渉における法人の対応は不当労働行為に当たるとされた事案～

組合員には教育研究審議会の構成員である学科長が含まれているが、学科長の職務権限や実際の取扱いに照らすと、その職務上の義務と責任とが組合員としての誠意と責任に直接抵触する状況が生じていたとはいえない。したがって、学科長は労働組合法第 2 条ただし書 1 号の「使用者の利益代表者」には該当せず、組合は申立人適格を有する。

法人が、学科長の職務等を定めた学科長規程について、予定されていた団体交渉の前にこれを制定し、当該制定の理由・経緯について団体交渉で何ら説明をしなかった行為は、不誠実な交渉態度として、労働組合法第 7 条第 2 号の不当労働行為に当たる。

I 当事者

再審査申立人

都留文科大学教職員組合(「組合」)(山梨県都留市)

再審査被申立人

公立大学法人都留文科大学(「法人」)(山梨県都留市)

II 事案の概要

- 1 本件は、①法人が平成 27 年 3 月 21 日に制定した退職手当規程(「27 年退職手当規程」)に関する団体交渉(「団交」)及び②法人が 28 年 1 月 6 日に制定した学科長規程に関する団交における法人の各対応が不当労働行為に当たるとして、救済申立てがされた事件である。
- 2 初審山梨県労委は、組合は労働組合法(「労組法」)第 2 条ただし書第 1 号に該当する者を含む団体であり、労組法の規定に適合しないと判断し、救済申立てを却下する決定をした。組合は、これを不服として再審査を申し立てた。なお、組合は、再審査において救済申立てを追加しているが、当該追加申立てが再審査の範囲に含まれるか否かについては争いがある(下記Ⅲの 2(4))。

III 命令の概要

1 主文

- (1) 初審決定を取り消す。

- (2) 学科長規程に関する団交に係る不当労働行為について、文書交付を命じる。
- (3) その他の救済申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 申立人適格について

組合員には教育研究審議会（「教研審」）の構成員である学科長が含まれているが、①学科長は教員に対する直接の懲戒権限や、教員の採用・昇任について直接の評価権限を有しているわけではない。また、学科長が教研審に付議される人事案件に関して有する権限は直接的なものではなく、教研審で接し得る人事案件が労組法第2条ただし書第1号にいう労働関係についての計画と方針とに関する機密事項であったともいえない。②実際の学科長の位置付けを見ても、法人側の代表というよりは、学科所属の教員の代表者としての側面が強く、組合及び法人の双方が学科長をそのように取り扱っていたものと認められる。上記①、②に照らすと、学科長が教研審の審議過程に関与していたために、その職務上の義務と責任とが組合員としての誠意と責任に直接抵触するという状況が生じていたとは考え難い。したがって、学科長は使用者の利益代表者には該当せず、学科長が加入する組合は申立人適格を有する。

(2) 27年退職手当規程に係る団交について

法人は、27年退職手当規程に係る各団交において、同規程の制定理由及び法人が提案する調整率引下げの根拠について説明している。また、組合からの調整率引下げの見直し等の要望につき検討し、調整額の引上げ等の譲歩案を提案している。これらの法人の対応は誠実交渉義務に違反したものとはいえず、支配介入にも当たらないことから、労組法第7条第2号、第3号には該当しない。

(3) 学科長規程に関する団交について

ア 法人が提案した学科長規程のうち、一部の規定については組合と合意に至らず、28年1月13日の団交で引き続き交渉が予定されていたにもかかわらず、法人は団交に先立つ同月6日に上記の提案のまま学科長規程を制定し、同月13日の団交では、予定されていた団交前に学科長規程を制定した理由・経緯について何ら説明をしなかった。かかる法人の対応は、不誠実といわざるを得ず、労組法第7条第2号に該当する。

イ 学科長規程に係る法人の対応には、組合との交渉を軽視し、組合をないがしろにする面があることは否めないが、28年1月13日の団交における法人の対応が、組合の弱体化や、組合の運営・活動の妨害を図るような行為であったとまではいえず、労組法第7条第3号には該当しない。

(4) 組合員3名の配属について

ア 法人は、28年11月9日に、30年度に設置する教養学部地域社会学科の専任教員の配属を決定した。当該決定は、29年度末をもって学生募集停止となる社会学科の専任教員のうち、組合員3名を除く全員を新学科の専任教員として配属するものであった。

イ 山梨県労委は29年4月13日に救済申立ての却下を決定し、同月21日に初審決定を交付した。組合は、同月20日に組合員3名の配属等に係る救済申立てを記載した準備書面を同労委に提出した。本件の事情の下では、上記の準備書面に記載された追加の救済申立ては、初審において請求されたものとして、再審査の対象となるものと解すべきである。

ウ 法人がした上記アの決定は、新学科に配属しない旨の決定であり、組合員3名についての不利益な取扱いに該当し、新学科への専任教員の配属について人選の合理性は認め難いものの、組合員3名が組合員でなければ、新学科に配属されていたであろうとまでの推認をすることは困難であって、法人が上記決定をしたことが、組合員であることを理由として行われたとまでは認められないから、労組法第7条第1号には該当しない。また、上記決定は、組合の弱体化効果をもつものとは認められないから、労組法第7条第3号にも該当しない。

【参考】 初審救済申立日 平成28年3月18日（山梨県労委平成28年(不)第1号）
初審決定交付日 平成29年4月21日
再審査申立日 平成29年5月8日（組合）